4　弁済の場所
本協定における弁済は、協定債権者の指定する銀行口座宛振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は協定債権者の負担とする。
5　債権の合算・債権者の変更
本協定による権利の変更・弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、協定債権者毎に全ての債権を合算して１つの債権とみなし、弁済額を決定する。なお、基準日以降に協定債権の譲渡等により協定債権者に変更があっても、当該変更前の協定債権者の債権を基準として弁済額を算定する。
第２　協定債権
1　定義
本協定における協定債権とは、特別清算債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権、特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除いた債権をいう。
2　債権債務の確認
協定債権者と清算株式会社とは、協定債権者が清算株式会社に対して基準日現在有している債権元本の総額が、弁済予定表「債権元本残高」欄記載の各金額（以下「本件債権」という。）であることを相互に確認する。
3　協定債権の弁済
⑴　第１回弁済
①　協定債権に対する第１回弁済は、弁済予定表「配当基準額」を基準として行う。
②　協定債権者は、協定債権につき、以下の定めによる権利の変更を受けて、第１回弁済を受ける。
㋐　弁済額
一般債権に対する第１回弁済は、弁済予定表「弁済予定額」欄の「合計」欄記載の金額（以下「第１回配当原資」という。）を基に、「配当基準額」にて按分した金額を㋑記載の方法により支払うことにより行う。その金額は弁済予定表「弁済予定額」欄記載のとおりである（以下「第１回弁済額」という。）。
㋑　弁済の方法
清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定案に対する特別清算裁判所の認可決定確定の日から10営業日以内に、第１回弁済額を弁済する。
⑵　追加弁済
①　清算株式会社は、協定債権者に対し、全ての資産の換価処分並びに、第４の共益的債権及び優先債権の弁済が全て完了した時から10営業日以内に、残余資金（以下「残余資金」といい、これに第１回配当原資を加算した金額を「合計配当原資」という）を原資として、後記②記載のとおりの方法により算定された金額を以て追加弁済する。なお、残余資金がゼロである場合は、追加弁済は行わない。
②　追加弁済額の算定に当たっては、まず、弁済予定表「配当基準額」を基準とした協定債権者毎の按分比率を以て、合計配当原資に乗じた金額（以下「確定弁済額」という。）を算出する。そして、算出された確定弁済額から第１回弁済額を控除した金額を以て協定債権者に対する追加弁済額とし、清算株式会社は、協定債権者に対し、当該金額を追加弁済する。
第３　債権放棄等
1⑴　債権元本
協定債権者は、清算株式会社に対し、第１回弁済時、弁済予定表「配当基準額」から「弁済予定額」欄記載の金額を控除した残余の債権を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。協定債権者が上記のとおり放棄する本件債権元本の金額は、弁済予定表「債権元本放棄予定額」欄記載のとおりである。
⑵　利息・損害金・信用保証料
協定債権者は、清算株式会社に対し、第１回弁済時、本件債権に対する利息・損害金、信用保証料等の一切を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。
2　追加弁済時の取扱
前記第２の３⑵に基づき、清算株式会社が協定債権者に追加弁済する場合は、同追加弁済の限度で、既になされた債権元本放棄は遡ってその効力を失う。
第４　共益的及び優先的債権の弁済
清算株式会社は、協定債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等の共益的債権、国税徴収法または国税徴収の例により徴収することを得べき請求権、裁判所から支払いの許可を受けた債権及び労働債権は随時に弁済する。
（弁済予定表省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２４号
東京都八王子市明神町４丁目８番13号
清算株式会社　石川撚糸株式会社
代表清算人　石川　幸雄
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　特別清算債権の定義
平成24年６月25日（開始決定日）までの原因に基づいて発生した協定債権を特別清算債権（外貨建て債権については、当該特別清算債権にかかる債権申出における円換算によるものとする。）とする。
2　弁済の場所
本協定における弁済は、特別清算債権を有する債権者（以下「特別清算債権者」という。）の指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
3　特別清算債権者は、特別清算債権について、次の定めによる権利の変更を受けて、その弁済を受ける。
⑴　特別清算債権のうち元本部分の3.5455657％を本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。
⑵　特別清算債権者は、前期⑴の弁済時に残余の特別清算債権につき、その債務を免除する。
⑶　前期⑴の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各特別清算債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各特別清算債権のうちの元本部分の割合に応じて弁済する。この場合においては、各特別清算債権者が前期⑵の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
4　石川幸雄ほか３名が有する特別清算債権についての免除
次の特別清算債権者は、本協定の認可の決定が確定することを条件として、特別清算債権についてすべてを免除する。
石川幸雄、石川公一、石川末子、石川律子
以上
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（ヒ）第２５号
東京都八王子市明神町４丁目８番13号
清算株式会社　アイエムシー株式会社
代表清算人　石川　公一
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　特別清算債権の定義
平成24年６月25日（開始決定日）までの原因に基づいて発生した協定債権を特別清算債権とする。
2　弁済の場所
本協定における弁済は、特別清算債権を有する債権者（以下「特別清算債権者」という。）の指定する金融機関口座に振り込む方法により行う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
3　特別清算債権者は、特別清算債権について、次の定めによる権利の変更を受けて、その弁済を受ける。
⑴　特別清算債権のうち元本部分の10.92176355％を本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。
⑵　特別清算債権者は、前期⑴の弁済時に残余の特別清算債権につき、その債務を免除する。
⑶　前期⑴の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各特別清算債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各特別清算債権のうちの元本部分の割合に応じて弁済する。この場合においては、各特別清算債権者が前期⑵の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。